

総社市告示第83号

総社市障がい者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年総社市告示第87号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。
 次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条及び第8条関係）				別表（第2条及び第8条関係）			
種 目		障がいの程度等		種 目		障がいの程度等	
略				略			
情報・ 意思疎 通支援 用具	略			情報・ 意思疎 通支援 用具	略		
	人工内耳用 電池（充電 器を含む。）	聴覚障がい で、人工内耳を 装用している者	人工内耳に使用 できる電池で、専 用の空気電池又は充 電池（充電器を含 む。）		人工内耳用 電池（充電 器を含む。）	聴覚障がい で、人工内耳を 装用している者	人工内耳に使用 できる電池で、専 用の空気電池又は充 電池（充電器を含 む。）
	人工内耳用 体外装置	聴覚障がい で、人工内耳 を装用して いて次の各 項目のい ずれにも 該当する者 1 人工内 耳体外装 置を装 用後5年 経過して いること。 2 任意保 険又は動 産保険に 加入して いること。 3 当該世 帯として、 市税を完 納している こと。 4 障がい 者の場合 は、本人 及び配偶 者、障が い児	人工内耳用 音声信号 処理装置 関連用具				

改正後				改正前			
		の場合は住民基本台帳に基づく世帯で、その世帯員のいずれもが市町村民税の所得割額が、46万円未満であること。					
	略				略		
排泄管理支援用具	紙おむつ等	脳原性運動機能障がい又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病若しくは重度以上の知的障がい で意思表示が困難な障がい者（児）で医師の意見書により必要と認められる者（児童の場合は、原則として3歳以上の者）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	排泄管理支援用具	紙おむつ等	脳原性運動機能障がい で意思表示が困難な障がい者（児）で医師の意見書により必要と認められる者（児童の場合は、原則として3歳以上の者）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの
	略				略		
略				略			

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。